

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	権利譲渡の承認	
根拠法令・条項	河川法第34条第1項	
所 管 課	土木 部	河川水路 課
審 査 基 準	<p>以下の項目に該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要やむを得ないと認められる場合であること。 ・当該占用施設について、権利の譲受人が譲渡人と同様の管理能力を有すると認められること。 	
標準処理期間	標準処理期間	
	標準処理期間を設定できない理由	将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難である。